

規 約

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、 と称し、主たる事務所を神奈川県内に置く。

(目的)

第 2 条

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名
会計責任者	1 名

(役員の選出及び任期)

- 第 6 条
- 1 役員は、総会において選出する。
 - 2 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第 7 条
- 1 会長は、毎年 1 回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
 - 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第 8 条 本会の経費は、会費（年額 円）、寄附金その他の収入をもって当てる。

(会計年度及び会計監査)

- 第 9 条
- 1 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
 - 2 会計責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第 10 条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和 年 月 日より実施する。

(設立届の中の「組織年月日」及び「選任年月日」と原則として一致します。)